

## 知立市公共施設照明LED化事業 公募型プロポーザル仕様書

### 1. 本仕様書の位置付け

本仕様書は、知立市（以下「本市」という。）が「知立市公共施設照明LED化事業」（以下「本事業」という。）の実施にあたって、事業者に要求する性能等の水準を示すものである。

### 2. 目的

本市では、二酸化炭素削減による低炭素社会の実現及び経費削減による財政負担の軽減を図ることを目的として、既存の公共施設の照明を賃貸借方式によりLED照明に更新する。

### 3. 業務対象期間

令和6年10月1日より、順次10年間（120か月）の賃貸借を開始するものとし、全ての対象施設の賃貸借を令和7年3月1日までには開始することとする。（下表3-1 賃貸借開始日を参照。）また、各施設の賃貸借契約（以下「本契約」という。）開始スケジュールは、「別表3 事業スケジュール」に記載の時期を目安に、本市との協議により決定することとする。

表3-1 賃貸借開始日

施設名	賃貸借開始日
施工グループ① 市内小中学校屋内運動場及び学校給食センター	令和6年10月1日
施工グループ② 上記以外の公共施設	令和7年 3月1日

### 4. 業務内容

#### I 現地調査及び詳細協議

現地調査及び詳細協議について、基本協定書を締結し実施することとする。

事業者は、「別表2 既設照明・提案照明一覧表」について、記載内容と現地との整合確認のために必ず現地調査（回路調査等を含む）を実施し、現況に即した内容に更新すること。

なお、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに本市へ報告し、協議すること。

#### II LED照明器具仕様

##### （1）構造・規格等

（ア）照明器具、ランプ及び付属部品等は新品であること。

（イ）交換する器具は、原則、既存照明器具と同形状、同構造のものとする。

（ウ）交換する器具は、公共施設用照明器具（JIL5004）に登録対応器種を持つ国内メー

カーの製品とする

- (エ) 交換する器具は、ISO9001 及び ISO14001 の認証取得工場で製造されていること。
- (オ) 電気用品安全法 (PSE) に適合していること。
- (カ) 本業務に関連する JIS (日本産業規格)、JIL・JEL・JLMA (日本照明工業会)、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。
- (キ) 電線や吊りボルトなど既存流用部分が劣化しており、十分耐えうるものでない場合は、本市と協議の上、交換又は補強及び落下防止金具を取り付けるなど、安全性を確保すること。
- (ク) 既存照明器具が調色、調光器を使用している場合は、原則、既設と同等の制御が可能な照明器具とすること。別途工事が発生する際は、本市と協議し、使用部品、調光方法及び工事方法を協議すること。
- (ケ) 一部施設について、非構造部材落下防止工事により設置したワイヤー等があるため、既設ワイヤーを撤去すること。  
なお、器具更新の際、再度落下防止の対策を講じること。
- (コ) オートリフター機器がある場合は撤去し、オートリフター制御の電源については、分電盤側で切り離し、絶縁処理を行い、制御盤表面に「使用禁止」の表示をすること。
- (サ) 既存照明器具に防球ガードがある場合は、交換器具についても設置し、落下防止金具を設置すること。既設防球ガードが使用できる場合は既設流用して構わないが、交換器具の形状に合わない場合や、防球ガードが著しく劣化している場合は新規で設置すること。
- (シ) 既存照明器具に安定器がある場合は、撤去し、適切に処分すること。
- (ス) 照明器具には、本契約の賃貸借物品であることを表記したラベル等を付すこと。

## (2) 性能等

- (ア) 光源寿命が40,000時間以上の器具とすること。ただし、防災照明器具(誘導灯等)については、光源寿命が60,000時間以上の器具とすること。
- (イ) 照度については、JIS規格における必要照度が定められている施設又は部屋について、必要照度以上が確保できるような照明器具を選定すること。JIS規格に定めのない施設又は部屋については、既存照明器具新品時の性能照度と同等とすること。
- (ウ) 原則として、色温度は現状の照明器具新品時と同等以上の製品とすること。
- (エ) 平均演色評価数(Ra)においては、現状の照明器具新品時と同等以上の製品とすること。現状の照明器具が特殊な高演色ランプ等を使用している場合は本市と協議のうえ、仕様を確定すること。
- (オ) 防災照明器具(非常用照明器具)については、建築基準法及び消防法に定める器具とし、予め所管の消防署に確認を取ること。また、既設の照明器具と同等の設置方法とすること。
- (カ) 事業者にて所管の消防署へ改修に伴う申請を行うこと。またその際、消防署より消防法における改善等を指摘された場合は、別途、本市と協議すること。

### Ⅲ 工事仕様

#### (1) 提出書類

本契約締結後、速やかに施工計画書（工程表、作業体制、安全管理計画、現場責任者選任、現場責任者経歴書、現場責任者資格写し等）を作成し提出すること。

#### (2) 施工

(ア) 施工管理する業者は、「知立市公共施設照明LED化事業公募型プロポーザル実施要領」に記載している「5 参加資格要件」に該当すること。

(イ) 事業者は、業務着手時、納品時、及び本市が必要と認めるときは、打合せ協議を実施するものとする。事業者は、工事着手前に、施設管理者と施工日程、時間及び仮設計画等について、綿密に打合せを行い、その協議内容を本市に報告すること。

(ウ) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。

(エ) 施工にあたっての安全管理については、本市と打合せを行い、施設運営への影響が最小限になるよう配慮するとともに、事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、施工により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、事業者の負担により対処すること。

(オ) キュービクル及び分電盤内でのブレーカー操作、結線等の作業が必要な場合は、事業者にて電気主任技術者と協議・調整を行うこと。

(カ) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。

(キ) 既設照明器具撤去に伴い、天井改修が必要な場合は、これを事業者の負担で行い、現状復旧を行うこと。

(ク) 照明の配置については、原則、現状と同じ位置とする。

(ケ) 設計照度分布図を作成し、照明の配置変更が必要な場合は本市と協議すること。

(コ) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に本市と調整し、事故及び紛争等を防止すること。

(サ) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の本市敷地内における必要な場所の確保については、事前に本市の承諾を得ること。

(シ) 施工に伴い、各種備品等を移動する必要がある場合は、本市と協議の上、原則、事業者がこれを行うこと。

(ス) 作業中は、粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。また、作業終了後は床清掃を行うこと。

(セ) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。

(ソ) 設置前後の照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。このとき、天候・時刻等の条件が揃うよう留意すること。

(タ) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し事業者で処分するものとし、廃棄物マニフェストの写しを提出すること。PCBを含む安定器があった場合には、取扱いについて別途、本市と協議するものとする。

(チ) アスベスト含有のおそれがある既設天井ボードに開口を設ける必要がある場合は、

取扱いについて別途、本市と協議するものとする。

- (ツ) 本仕様書にない事項について、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」最新版に準拠するものとし、遵守すること。

#### IV 賃貸借業務

(1) 賃貸借業務に含まれる内容

- (ア) LED照明器具及び設置に必要な付属品一式
- (イ) LED照明器具更新に係る作業費
- (ウ) 関係諸官公庁申請手続費（消防検査費等）
- (エ) 既存照明器具等の処分費
- (オ) 動産総合保険費
- (カ) 維持管理費（緊急修理、不点灯時の対応等）
- (キ) 賃貸借金利

(2) LED照明への取替工事及び施工管理

- (ア) 交換機器及び施工に係る仕様は、「II LED照明器具仕様」及び「III 工事仕様」を参照すること。
- (イ) 賃貸借期間開始日の前日までに、借入場所において交換機器を使用できる状態にし、賃貸借期間開始日の前日までは試験点灯期間とする。

(3) LED照明の賃貸借、維持管理及び保守業務

- (ア) 事業者は、本市の検査後、賃貸借期間開始日より、LED照明の賃貸借を行うこと。また、本市からの修繕依頼を受けた場合、LED照明の修繕を行うこと。ただし、誘導灯ランプ及び誘導灯・非常灯の蓄電池について、通常使用による劣化に伴う取替は保証の対象外とする。
- (イ) 事業者は、本市からの保守管理の連絡窓口を設け、市が当該窓口で機器の修理、交換等を依頼した際には、速やかに修理すること。
- (ウ) 事業者は、年度ごとに、修繕等の記録及び履歴を市に報告すること。
- (エ) 試験点灯期間及び賃貸借期間については、不可抗力による損害（地震、噴火、津波による被害、暴動、戦争による損害）を除き、事業者の責任において賃貸借物品の修繕、補修を行うこと。また、事業者は、動産総合保険等に参加するなどして、不測の損害に備えること。

(4) 施設別LED照明台帳の作成

LED照明が、当該賃貸借の対象機器か否かの判別がつくよう、照明器具に本契約の賃貸借物品であることを表記したラベル等を付すだけでなく、別途施設別に台帳を作成すること。台帳の形式は、所管課の施設管理に資する形式とするため、本市と予め協議すること。

## **5. 検査**

検査について、以下のとおり実施する。

- (1) 取替工事の終了した施設は、速やかに工事完了報告書を本市に提出し検査を受けること。
- (2) 足場（脚立足場を除く）を使用して更新工事を行った箇所については、事前に本市に報告し、足場解体前に検査を受けること。
- (3) 検査には事業者の立会いのもと行うこと。
- (4) 検査で是正指示のあった箇所については、事業者の責において賃貸借期間開始日前日までにこれを是正し、是正報告（是正前後写真等）を行うこと。

## **6. 業務実施方針**

事業者は、本事業を実施するにあたり、次のことを留意すること。

- (1) 本契約締結後、施工計画を基に、本市と十分に協議すること。
- (2) 事業者は、賃貸借期間開始日を待たずに、施工した照明器具の仮使用を認めること。
- (3) 業務中に発生した事故等の対応は、事業者の責任において処理すること。
- (4) 本市が現場確認を求めた際は、これに応じること。
- (5) 本事業により導入したLED照明は、賃貸借期間終了後、本市にその所有権を無償譲渡すること。
- (6) 賃貸借料に係る債権は、譲渡または担保とすることはできない。
- (7) 業務中に疑義が生じた際は、本市と十分に協議すること。

## **7. その他特記事項**

- (1) 本事業の履行にあたり、本市が提供した全ての情報について、第三者に開示または漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度、本市と協議をし、これを処理するものとする。